

広島県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を三次市役所及び北広島町役場の掲示場に掲示した。

令和元年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
三次市作木町大山字大香呂一〇〇五一の一、一〇〇五一の三、一〇〇五一の四	山地 末夫
北広島町土橋字紅土山一〇一九の一、一〇二二〇の一、一〇二二二の一	風岡 進
北広島町土橋字紅土山一〇二二二の二	麦尾 秀敏

二 指定の目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに三次市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）